（参考５）個人が一定の株主に該当しないことを確認した書類（エンジェル投資の場合）

基準日＝払込期日です。

【令和５年４月１日以降の株式取得用】

|  |
| --- |
|  投資家住所 投資家名　　殿租税特別措置法施行規則第１８条の１５第８項第２号及び第１９条の１１第８項第２号に規定する確認をした旨を証する書類貴殿は、基準日（令和　年　月　日）において租税特別措置法施行令第２５条の１２第１項第１号から第７号まで、第２６条の２８の３第１項第１号から第７号までに掲げる者に該当しないことを確認します。なお、本書類は、租税特別措置法第３７条の１３、第３７条の１３の３又は第４１条の１９の規定の適用の際に必要な書類となるため、大切に保存してください。 令和　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　会社所在地　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会社名　　　　　　　　　　　　　 |

注：優遇措置Ｂのみが適用される企業にあっては、文書中「及び同規則第１９条の１１第８項第２号」、「、同令第２６条の２８の３第１項第１号から第７号まで」、「又は第４１条の１９」の部分の記載は不要。

（参考１）租税特別措置法施行令第２５条の１２第１項

**第１号**法第三十七条の十三第一項に規定する特定株式（以下この条及び第二十五条の十二の三において「特定株式」という。）を払込み（同項に規定する払込みをいう。第四項を除き、以下第二十五条の十二の三までにおいて同じ。）により取得（法第三十七条の十三第一項に規定する取得をいう。第四項を除き、以下第二十五条の十二の三までにおいて同じ。）をした日として財務省令で定める日において、財務省令で定める方法により判定した場合に当該特定株式を発行した特定中小会社（法第三十七条の十三第一項に規定する特定中小会社をいう。以下この条及び第二十五条の十二の三において同じ。）が法人税法第二条第十号に規定する同族会社に該当することとなるときにおける当該判定の基礎となる株主として財務省令で定める者

**第２号** 　当該特定株式を発行した特定中小会社の設立に際し、当該特定中小会社に自らが営んでいた事業の全部を承継させた個人（以下この項において「特定事業主であつた者」という。）

**第３号** 　特定事業主であつた者の親族

**第４号** 　特定事業主であつた者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

**第５号** 　特定事業主であつた者の使用人

**第６号** 　前三号に掲げる者以外の者で、特定事業主であつた者から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持しているもの

**第７号** 　前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

（参考２）租税特別措置法施行令第２６条の２８の３第１項

**第１号**法第四十一条の十九第一項に規定する特定新規株式（以下この条において「特定新規株式」という。）を払込み（同項に規定する払込みをいう。第三項を除き、以下この条において同じ。）により取得（法第四十一条の十九第一項に規定する取得をいう。第三項を除き、以下この条において同じ。）をした日として財務省令で定める日において、財務省令で定める方法により判定した場合に当該特定新規株式を発行した特定新規中小会社（法第四十一条の十九第一項に規定する特定新規中小会社をいう。以下この条において同じ。）が法人税法第二条第十号に規定する同族会社に該当することとなるときにおける当該判定の基礎となる株主として財務省令で定める者

**第２号** 　当該特定新規株式を発行した特定新規中小会社の設立に際し、当該特定新規中小会社に自らが営んでいた事業の全部を承継させた個人（以下この項において「特定事業主であつた者」という。）

**第３号** 　特定事業主であつた者の親族

**第４号** 　特定事業主であつた者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

**第５号** 　特定事業主であつた者の使用人

**第６号** 　前三号に掲げる者以外の者で、特定事業主であつた者から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持しているもの

**第７号** 　前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族